

○ 委員長

次に移ります。中学校について、川上委員に質疑を許します。

○ 川上委員

1中と二瀬、穂波、筑穂、庄内は現在地で存続、鎮西は移転も含めて検討して存続しますと、
穎田は小中一貫ということになってるんですね、これ7校です。残る5校が再編対象ですね。
2中、3中、菰田、幸袋、穂波東ということなんです。それであなた方があげている数字から
するとこの5校のうちから2校か3校を統合廃止するということになるんですね。それで2中
と菰田と穂波東は大体もう4キロとか6キロということにはいきませんが、一つの連携という
かエリアが構成できるのかなと、それから3中と幸袋が一つの遠賀川を挟んでエリアを構成す
るのかなと思ったりするんだけど、いずれにしてもこの5校の中から2校か3校統合廃止する
ということなんですね、それをおたずねしておきたいと思うんですが。

○ 教育総務課長

1次計画素案に載せています、今ご指摘あったとおりの7校を存続、残りの5校については2
次計画で検討しますということにしていますので、その中から検討していくということになる
と思っています。

○ 川上委員

そこで、午前中の小学校のところで来年の11月というふうにはもう少し柔軟性を持って考
えるということなんです、スケジュール上の柔軟性もあるんですが、他の委員の方からの質
問に対しても、素案で言ってるからと言ってそのとおりというわけでもないという答弁でした
ね。そこで、この5校がいずれも廃止されずに残るということも考えられるわけですね、それ
はどういう場合にその5校を残すということになりますか。

○ 教育総務課長

ご質問の件は、今後十分に検討していくものだと考えておりますが、当然のことながら先ほ
どから答弁していますように地域性とか歴史的問題とか地理的な問題、それと学校の古さ新し
さ、その他色々な要因がございますので一概にここで答弁することは困難だと考えています。

○ 川上委員

いずれにしても、それぞれの歴史的な経緯があってその学校がある訳ですから、慎重である
べきだと思うんですけど、教育上の要請よりも公民館のエリアを扱いたいと、公民館の範囲を
工夫したいということが優先されて学校の統廃合があとでついて来るというようなことは考え
ていないですか。

○ 教育総務課長

教育委員会としてはそういうことは考えておりません。

○ 川上委員

生涯学習も教育委員会ですが、それでいいですか。学校の再編のあとから公民館のエリア、
範囲がついていくと、その逆じゃないということで、教育長いいですか。

○ 中央公民館長

学校再編をですね、基本に地域コミュニティの再編も視野にいれながら考えていくという
スタンスでありますので、必ずしも学校の再編が第一位ということでは生涯学習のほうは考え
てはおりません、あくまでも基本にベースに考えていくということで考えています。

○ 川上委員

そうすると、この中学校5校が場合によって統廃合しない場合ですね、であっても公民館の
エリアは変わることがあるという答弁ですね。

○ 中央公民館長

ケースによってはそういう可能性もあるということでもあります。

○ 川上委員

わかりました、確認します。そうするとですね、学校教育の立場から言えば、公民館のエリアの再編にこだわることなく純粹に教育の養成に基づいてこの問題を考えることが出来るということですね。ですから、今の答弁によって学校教育課はフリーハンドを得たという風に思うわけです。ただしもう一つ深刻に思うことがあるんですね、複合化、多機能化に関することなんです。これについて先ほど私もしましたが、複合化、多機能化の中には配食の問題があるんですね、自校方式との関係で、高齢者福祉関係の配食もそこで調理しようという考え方なんです。違いますかね。

○ 行財政改革推進室主幹

多機能化の関係で今自校方式の学校給食調理の関係ですが、それにつきましては給食センター自校式給食調理場の中で記載していますが、自校方式の学校給食調理場の多機能化については学校給食の調理に支障が出ないことが前提となるが課題問題点を整理検証しながら多角的に検討することが必要ということで、全て多機能化を図るということではなくて、今後検討をしていくということでございます。

○ 川上委員

実はこの多機能化のことで、配食の問題は相当難しい問題です。食の安全とか考えた場合ね、だから安易にここで書き込んでしまうとね、検討してやらなければならないという強迫観念にとられるでしょ、そうするとまずいので、そういう問題が含まれてるわけです。一生懸命首を横に振ってもね、これの具体化のときにあなた方いいんだから、はっきり言って。それで、あまり将来を拘束するようなことを書いてはならんと思うんですね。ちょっと脱線しましたけど、公民館のエリアとの関係でいえば学校教育はフリーハンドを得たと言ったんだけど、先の委員会で学校教育課長がこの複合化、多機能化については一定の規模の学校においてこのようなモデルも必要だといわれたわけです。このモデルが必要だという発想になってくると何十億円という規模の複合機能をもつ施設が必要ということになりかねないわけです。先ほどから言ってるような施設を全部組み合わせると相当な建設費が必要になる施設になりかねないわけです。これを、モデルとして必要だということになってくるとそれが優先するようね、ことにもなりかねないわけです。そうなってくるとそれがために例えば菰田と穂波東を統合しようとか、これに2中もつけようとか教育とは全く違う角度から物事を考えていきかねない。合併特例債も470億円まで使えるんだとかね、そんなふうに思い込んでしまうとねそうなる。だからモデル化先にありきと、複合化、多機能化先にありきと、これはまずいんじゃないかと思いますがどうですか。

○ 学校教育課長

先日の委員会の中で確かに私そのように答えています。学校が建築から年数が経っていて老朽化が進んでいる、公民館も同様なことである、そのようにそれぞれが改築等を必要としている場合についてはということも視野に入れる必要があると思っています。また、お金が存分に十分にあるわけでないということも認識しています。

○ 川上委員

今の答弁はモデル化先にありきなんですよという答弁なんですか。

○ 学校教育課長

そういう、私どもの教育はよりよい教育サービスを提供するためにいかにあるべきかということを考えていくものだと思います、それが私の仕事だと思いますのでそういうことが必要なところでは思い切ってそういう実践事例も実際にやりながら検討をしていくということで、それを暗に財政面も考えずに、どこもかしこもとかいうようなつもりでのモデルという意図はございません。

○ 川上委員

副市長、この学校のことについては教育委員会内部の他の機能のこともありますが、市長

部局も含めて、割安になるだろうということで大きい箱物を造ろうというようなことを前提にするようなことではないということで確認していいですか。

○ 副市長

今、小学校、中学校全般を通じて複合化、多機能化という問題まで検討しておりますけど、これは根本が教育、これは学校教育もありましようし市民教育もあります、いろんな地域の教育そういうものをどういうふうにしたら一番地域の教育力が上がってくるのかというのが根本だろうと思っています。その中で例えば公民館あたりを一緒に入れたほうがいいとか、何を入れたほうがいいとかいうのを今から先、その地域地域にあった状況で検討してまいるということで私は考えています。

○ 川上委員

この複合化、多機能化と学校の問題のツールは一言しかないんです、素案では、学校開放という言葉しかないんです。だから公民館を併設したり複合施設として中に入れたり、あるいは図書館を入れる、スポーツ機能、出張所、配食を入れることが教育上の要請にどれだけ貢献するかということは全然無いわけです。だから学校の今後のあり方については教育上の要請から出発して展開されているのに出口の一部は別のところからの要請で多機能化、複合化要求があってモデルが必要だという話になってるんです。だから全て教育上の要請に基づいて学校のことは考えるべきであって、それ以外のことに引きずられるということがあってはならないと思うわけです。これは指摘しておきたいと思います。中学校については以上です。

○ 八児委員

小学校でも同じような状況の話をさせていただいたんですが、さらに中学校というと基本的に人間の成長期というか思春期に当たるわけです。これの再編ということになればいろんな問題が出てくるのではないかと、要はわたしどもというか昔を思い出すと、私は穂波の西中に行ってましたが、穂波には東と西とあったんですが、東西対抗とかありよったんですよ最初のころはですね、ところが我々は団塊の世代で多かったもので色んな人間がいましたので運動会をやっていたんですがかなり激しい、裏側ではなんやかんやとか勢力争いとかやっていました。本当に思春期のそういう人たちを集めるということも一つは何らかの形でこれは大きな問題がいっぱいあるのではないかと、本当に細かく見ていくということが、やはり中学では逆に大事じゃないかと、手を入れるということがどこまで出来るのかというようなことが即思うわけですあります。そういうことでこの再編についてはなかなか中学において、正直言って今東中と菰田とか2中の問題出てきましたが、こういうところはもともと行政界で分かれておったところのございます。そういうところが新たにくっつけていくということになれば、歴史的な背景、とうのはやはり小学校が一緒とかということになればかなりの部分で共通点がお互いの児童の共通点があるかも知れませんが、まるつきし違うところからボスッと統合されるということになれば、いろんなそういうふうなものについて問題が出てくる可能性があるんじゃないかと。荒れる中学校がまだ出来るのではないかとそのように思うところがありますけど、その辺についてどのように思われますか。

○ 学校教育課長

中学校の再編につきましては小学校から中学校へ進学する際に学校指定の関係もありますので小学校との絡みも出てきますから、そのようなことも考慮し慎重に再編についても検討しなければならないと考えております。実は中学校の中でも学級数の減少に伴いまして、中学校では10教科の教員が必要なわけですが、それが定数措置で9教科しか配置されない学校もまもなく出てくるのが予想される状況であります。また、部活動につきましても人数が少ないために廃部を余儀なくされている中学校も現実に出てきております。そのようなことも考えまして再編整備し、子どもたちの教育活動等も充実できるようにということで考えておりますが、ご指摘のいきなり一緒になると学校が荒れるようなことにもなるのではないかとということがあ

ります。その件につきましては十分に、もし再編するときにはそのようなことが無いように直接教育委員会が指導しましたり、そういう導入のあり方について地域の方も一緒になって考えたりして慎重に進めて行きたいと考えております。

○ 八児委員

それはそういうことでよろしくですね、念には念を入れてやっていただきたいということをお願いしておきます。小学校でお願いしましたがスクールバスです、中学校もいよいよ広範囲になってまいります。これで本当に中学校の場合、我々のときは自転車通学とかいろいろなものがございまして、そういう中でも広範なところから通ってたということですが、やはり中学校はクラブとかいよいよ活発になってくると思うんです、やはり安心安全な面でスクールバスの取り組みをお願いしたいと思いますので説明をお願いします。

○ 教育総務課長

中学校のスクールバスについても旧筑穂地区でかなり具体的に申しますと桑曲とかかなり遠いところから来ている生徒がおりますので乗車させています。このように今後仮にそういうことが起こるならばですね、中学生の乗車も検討しなければならないですし、ご指摘のクラブ活動の時間帯にも出来る限りバスに乗れるような形で検討したいと思っています。さらに申せば、来年から試行されますコミュニティーバスが3年間運行ということですので、その間にその運用等についても関係各課と検討しながら出来るだけ子どもたちが利用できる形で検討したいと思っています。

○ 瀬戸委員

先ほどの小学校の時と同じですが、ここに見直しの方向で12校を9校から10校にするということで書いてあります。先ほどと同じ図面を持ってきていますが、今のこすようになっていきます7校で全て一応距離6キロにすれば全てがまかなわれてるということですが、小学校の貼り付けとかいろいろなことでこれだけはいかないと思います。先ほどから皆さんの多機能化とか地域コミュニティーとかはおっしゃってますけど、どちらにしろ子どもたちの教育がありきですので、子どもたちが本当にのびのびと教育を受けられる場を作るのが教育委員会の役割だと思いますし、飯塚市の役目だろうと思います。先ほどと同じ資料で結構ですので出させていただきますのですが出来ますでしょうか。

○ 委員長

執行部におたずねいたします。ただいま瀬戸委員から要求のあつています資料は提出できますか。

○ 教育総務課長

先ほどと同様に本日は準備できていませんので次回の委員会に提出させていただきます。

○ 委員長

お諮りいたします。ただいま瀬戸委員から要求のありました資料については要求することにご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。次の項に進みます。

○ 委員長

幼稚園について、川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

幼稚園についてです。幼稚園については、その配置状況については飯塚市次世代育成支援対策行動計画の8ページに、平成17年度までの分が書いてあるんですね。公立・私立、14園あって、定員2,345人に対し在園が1,503人、入園率は64.1%というのが平成17年5月1日の状況なんです。それで、現在の状況については、公立について書いてありますけれども、今後の幼稚園の子どもの見通しはどういうふうに見てありますか。

○ 学校教育課長

次世代育成の際の資料でございますが、例えば、今ご質問がありました公立幼稚園につきましては定員に対しまして在園児数は平成17年が215、平成18年が248、平成19年が252、本年は検証しまして249ということで、近年は定員数を減少しましたので、入園率は約84%でございます。私立の幼稚園につきましては、平成17年が1288、平成18年が1243、平成19年が1190、平成20年が1159、入園率が58.4%というように、私立については年々入園率が減少している状況でございます。

○ 川上委員

そこで、子どもの教育的側面をあえて述べてみると、子どもの数が減って、民間の幼稚園も経営が苦しくなっているという状況があるんだろうと思うわけですが、それが理由で公立保育所を統廃合するというふうには書いてないんですね。どういうふうに書いてあるかというところ、基本方針では、それこそ先ほどの「新しい出会いとコミュニケーション」ではないけど、子どもの人間関係というようなことが、一学年では難しいところがあるというようなことが書いてあったんです。で、素案のほうにはそのように書いてないんですね。それが前提で書いてあるということかもしれませんけど、そうすると、「公立・私立の役割分担を踏まえて」ということしか残らなくなるんですよ。じゃあ、「公立・私立の役割分担を踏まえて」というのはどういう意味かということになるんですね。その辺を少し、説明していただけますか。

○ 学校教育課長

第1回目のこの特別委員会の中でもお答えいたしました。公立幼稚園3園を1園に再編整備ということで、公立幼稚園の持つ大きな意味合いは、私立幼稚園ではなかなか受け入れが難しい障がい等を持つ特別な支援を要する子ども達の受け入れが、公立幼稚園では実際にやっておりますし、これからも出来得るものがございますので、ぜひ1園でも存続させていきたいというように考えております。

○ 川上委員

文章を読んでみますと、私立幼稚園は授業料が高い、公立幼稚園は安いというのがベースにあって、そして障がいのこととか書いてあるんですね。それで、そういう障がいを持った子ども達の受け入れというのは、本来、私立のほうでもしないといけないわけですね。障がいを持った子どもは公立が一手に引き受けというような公立・私立の役割分担というの、またおかしいんですよ。そう思われるでしょう。そうすると、何が残るのかな、と。公立と私立の役割分担。余りないですね。むしろ、あえて言えば、公立が良い就学前教育を、それこそモデル的な役割を果たしていく、かつ授業料も安いというようなことが出来て、その水準を目指して私立が頑張るといふふうになるといいんだろうけれども、現在は教育の質の内容は私もよくわかりません。だから、その観点から、というようなことになっていくと、結局、3園を1園にする理由はなくなるんですよ、結論は。だから、3園を1園にする理由はほかにあるということになるんですね。そこで、経済的なことを考えてあるのかなと思うわけです。そこで、3園を1園に再編整備することによって、財政効果はどのくらい生じると考えておられるのか、試算があったら示してください。

○ 学校教育課長

これまで幸袋幼稚園、庄内幼稚園、颯田幼稚園、それぞれの施設等の補修で使ってきました金額につきまして、この3年間累計しましても2千万円でございます。

○ 川上委員

ですから、新しい施設も建てるわけですから、財政上のことは余り考えられてないんですね。あえて言えば、職員の人件費でしょう。だから、根拠はないんですよ、3園を1園にするという根拠が。しかも、公立保育所の場合、颯田第1保育所と第2保育所を一つにして、新築工事中ですね。これが完成するとどういうことになるかということ、公立保育所としてずっと残して

いくかという、そうじゃないんですよ。公立保育所のあり方検討委員会の方針に従って、民営化の対象なんです、ここも。すごいでしょ。私は、その発想がここに蔓延しているのであれば、移転・統合・新築して公立幼稚園を一つにした場合、遠くないうちに民営化、民間移譲してしまうんじゃないか、そういう心配をするんですよ。同じ齊藤市長の行財政改革の路線のもとでやってることなんですからね。幼稚園だけが別というわけにはいかないと思うんですよ。この辺については、教育長、どんなふうにお考えですか。

○ 学校教育課長

現在のところ、3園を1園に再編整備しました後でも、そのような民間委託の件は考えておりません。

○ 川上委員

じゃあ教育長、もう、「民営化しない」とここで答弁してください。

○ 教育長

ただ今、課長が答えましたように、現時点ではそういうことは考えておりません。

○ 川上委員

現時点ではなくて、私が指摘してるのは、移転・統合して公立が一つになって、新しく税金投入してつくった時に、民営化の対象として検討し始めるのではないかと。現時点のことを聞いてないんですよ。その段階から先のことを言ってるんです。

○ 学校教育課長

3園を1園に再編整備してでも残したいと思っておりますのは、先ほど委員もおっしゃいましたとおり、公教育として幼児教育の充実や保護者への啓発のあり方についてのモデルを示せるような幼稚園教育の実現をしたいと考えておりますので、あくまでも学校教育課が運営をするもので、民間委託というようなところは現在のところ全く考えておりません。

○ 川上委員

だから教育長に聞いているわけです。26ページの「見直しに当たって考慮すべき事項」というのを、あなた方、書いてますね。この中で、「私たちは無策です」と書いてるじゃないですか。「就学前保育・教育のあり方については、国において抜本的な見直しの検討が行われており、国の動向等を十分注視しながら、本市の実情に沿った計画を策定することが必要である」と。これで言ったら、あなた、無策ということになるんですよ。しかもこれは民営化の方向に向かっているんですよ、国の方向というのは。だから、税金をかけて新しい施設を造って民営化の検討対象ということになるのではないかと心配するわけでしょう。今は考えてないということだけではなくて、将来も公立できちんと維持しますという答弁ができませんか。

○ 教育長

その26ページの文章を読んでも、「本市の実情に沿った計画を策定することが」と書いてありますように、当面は3園を1園にしながら公立幼稚園としての機能を十分に果たしていく、そういう幼稚園をつくるということが今は大切だということを考えておりまして、将来的にそれを民営化していくとか、そういうことまで想定して今、計画を出しているということじゃないということでもあります。

○ 川上委員

先のことはわからないということで、確認していいですか。しないんだっとならない、わからないんだっとならないということでしょう。するかもしれないわけですね。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:45

再開 13:45

委員会を再開します。

○ 教育長

先ほどから言っておりますように、将来的なことについては、現時点ではお答えすることができません。今は考えておりません、ということです。

○ 委員長

川上委員、同じことですか。暫時休憩いたします。

休憩 13:46

再開 13:47

委員会を再開いたします。

○ 川上委員

じゃあ、先のごことはわからないということですね。今の齊藤市長の行革の方針からいけば、民営化の対象になるんですよ。それに対して教育委員会が、3園を1園にする理由付けをすることからいけば、民営化しないというふうに言わないといけないわけですよ。少なくともこの施設が残る間、民営化しないと言って当たり前なんですよ。そうでしょ。公立と私立の役割分担と言ったんだから、民営化しないと言わないと、論理的におかしいでしょう。ところがあなた方は、民営化しないと言い切らない。官から民と言ってる路線の上に立ってるから、それが言えないわけですよ。私は、そういう流れの中で、例えば颯田・庄内の幼稚園がそういうことのために廃止されるのであれば、それは市民との矛盾を大きくするだけだと思います。あなた方は既に、颯田と庄内の幼稚園児に対してどれだけひどいことをしてきたか、自覚があるでしょう。重ねてそういうことをするというのは許されない。私は、こういう理由にならない理由で1園に統合するというのは認められないということを述べておきたいと思います。幼稚園についての質問を終わります。

○ 委員長

暫時休憩いたします。1時55分まで。

休憩 13:50

再開 13:55

委員会を再開いたします。

次に、「給食センター、自校方式の給食調理場について」を議題といたします。質疑者は川上委員。

○ 川上委員

小中学校の大規模改修工事及び改築工事が、2003年までの分が明らかになってますね。そのうち、方向性を見ますと、この時にあわせて給食調理場を設置するということのように。そうすると、具体的に言うと、立岩小学校が平成22年、颯田小中学校が平成23年、二瀬中学校が平成22年、鎮西中学校が、まだ未定ですけど遠からずということだと思うんですね。そうすると、当面これらの学校で給食調理場が設置されると、給食センターの食数が何割くらい減少することになりますか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:57

再開 14:01

委員会を再開いたします。

執行部に申し上げておきます。質疑通告もあっておるわけですので、的確に答えるように。また、こういう時間をとらないように、よろしくお願いします。

○ 学校給食課長

立岩小学校につきましては児童数が600人で、ただ今センター方式で行っています児童数が7,235人、立岩小学校を自校式にいたしますと、センターとしては12.7%の減となり

ます。続きまして、**穎田小中学校合わせて472名の児童・生徒数がおり、同じようにトータル23%の減です。続きまして二瀬中学校を同じように自校式にいたしますと、459人の生徒数となりますので、トータル2131人の児童・生徒数の減となり、センターとしては29%の減となります。**←計算根拠が不明確なので、確認したほうがよいか？

○ 川上委員

これに鎮西が加わってくると、だいたい3分の1を超えて食数が減ると思うんですね。そうすると、給食センターの職員の皆さんはどういうことになりますか、その段階で。

○ 学校給食課長

これにつきましては人事課との協議が必要ですけど、業務員全体の内部異動となると思います。

○ 川上委員

それで私は、答申では民間委託、調理については、そういう方向が出されてるようですけど、見直したほうがいいんじゃないかと思うんですね。とにかく民間委託という一点張りはやめたほうがいいと思います。特に全国的には、委託といいながら実際には市のほうが調理について指揮をするという実態があるわけですね。これは何かというと偽装請負ということになるんです。法に違反する行為なんですね。わかりますか。民間委託をしているんだけど市が指揮をする。偽装請負なんですよ。それで、そういう問題が民間委託の場合にはどうしてもつきまといまいます。私に言わせれば、学校給食は民間委託には馴染まないんじゃないかと思うんですね。熊本でもどこでも争いになってるでしょ。それに加えて、多機能化ということで、今、調理場を作って自校方式を始めていこうとすればですよ、そしてそれが、児童・生徒以外への配食も始めるということを直ちにやるという考え方ですか。

○ 学校給食課長

まず一番目のご質問につきましては、労働者派遣法のことと思うんですけど、それでよろしいですか。労働者派遣法につきましては、うちが委託する業者につきまして、監督者という方と市が打合せをして、それについて、その監督者が自分の従業員を指示するということで、派遣法には抵触しないと考えております。

次に、学校給食以外の配食を検討するという事なんですけど、先に確か答弁があったと思うんですけど、やはり学校給食といたしましては、児童・生徒に対する給食が第一前提と考えております。それと、衛生上の規制がいろいろありますので、まず、他への配食は今のところ考えておりません。

○ 川上委員

偽装請負のことは、本市の場合は本当にそのとおりであればどうかわかりませんが、全国的にはどうしても、これは偽装請負になりがちなんですね。あるいは、ならざるを得ない。そういう問題があるわけです。同時に、学校給食の調理場で、それ以外のところへの配食サービスを、それを使ってはやらないんだ、考えはないというふうに言われましたけど、検討すると書いてるんですよ。どうされますか。

○ 教育部長

この実施計画の中に入れておりますように、所管課、いわゆる、配食サービスをする福祉部門とかいうところときちんと協議をした中で、出来ることであればするということがあるわけですよ。ですから、いろんな面で今から協議が必要な部分でございまして、この分については自校式について協議しながら、今言います、生徒の給食の安心・安全、また衛生面が保たれるという前提の中で進めていくということでございまして、ご了解ください。

○ 川上委員

学校給食がどれだけ、センター方式であろうと自校方式であろうと、衛生面に気を遣ってるか、あなた方は良く知ってあるでしょう。〇ー157でも何でもですよ。職員そのものが大丈

夫かということも最近ありますけど。で、民間の配食サービスが衛生に気を遣ってないかというのと、そんなことはありません。ないけど、対象が違うわけですよ。法律も違うでしょ。だから、そういうものを同じところで作ろうという発想がなぜ湧くのかということなんです、私が思うのは。子どものためになるのか、余り関係ないですね。それとも、市が配食サービスをして誰かに委託する、と。既に今、やってるでしょう。なぜ、あえて、学校が自校方式でするんだったら、その調理場を自分に使わせてくれという民間業者が現れるのか。普通、現れないですよ。どうして、調理場が出来る前からこういうことを検討し始めなければならないのか、非常に違和感がある。ある民間業者が、学校給食以外で高いサービスをやりたいと言うのであれば、自前で施設を用意してやればいいじゃないですか。なぜ、市の、学校の調理場を使わないといけないのか。わかりませんね。不思議に思いますよ。どうしてですか。

○ 教育部長

委員が今、言われています配食サービス、これにつきましては、先ほどから答弁しておりますように、現実的に給食調理場を使った調理業務の中で、福祉サービスの充実という面からそういうことが可能であれば検討していくということで、ここに記入しているものでございますので、そこらあたりを十分ご理解いただきたいと思えます。

○ 川上委員

なぜ、こういう発想が出てきたのかを聞いてるわけですよ。今までどおりで悪いですか。今まで配食サービスをやってるところ、やりたいところ、幾らでもあるじゃないですか。そこが自分で施設を用意して、そして、随意契約でやってきたこともありますね、合併前の飯塚市は。元が取れるまでは随意契約とか言って。なぜ今度は学校給食の調理場で、民間委託をした業者にそういうこともさせようという発想が出てくるのか。市の側からの発想じゃないでしょう。あなた方が考えたことですか。業者が考えたことですか。

○ 行財政改革推進室主幹

この「見直しに当たって考慮すべき事項」にも記載しておりますように、前提はあくまでも、学校給食の調理に支障が出ないということでございます。その具体的な内容にも書いておりますように、地域におけるそういう需要が見込まれる場合は多機能化について検討を行うということにいたしております。これはあくまでも行政内部で案を練ったものでございます。

○ 川上委員

なかなか意味が深いですね。安全上の問題、それから法律上の問題、かなりハードルが高いんですよ、この検討のテーマは。そういうものを行政内部で、専門化がいる中で検討して、素案にまで載せてくるというのは、普通じゃないと思いますよ。これは一旦、撤回すべきだと思いますけど、どうですか。

○ 行財政改革推進室主幹

ただ今の意見につきましては、実施計画の策定の段階で協議、検討は進めてまいりたいというふうに考えております。

○ 川上委員

そしたら、跡地処分の問題です。基本方針では、学校給食センター廃止後の跡地については、民間譲渡、売却の方向で検討することが必要であると書いてありますね。今度の素案では、その文言はどこに書いてありますか。書いてないみたいですね。どうしてこの文言は、落としたんですか。

○ 行財政改革推進室主幹

この基本方針の策定時には、穎田の給食センターが対照ということで、その廃止後の跡地の活用、譲渡という形で記載いたしておりますが、この実施計画では既にその分は外しております。基本方針の策定時点と時期がずれておりますので、実施計画では記載はいたしていません。

○ 川上委員

小鶴主幹と上田教育部長は、意見が合いませんよ。会議録を見ましたら、教育部長はこう言われてるでしょ。「颯田の跡地、センターの跡地もあるし、将来に向けては飯塚のセンターもあるということも検討の中には入るということです」と書いてあるじゃないですか。どっちが本当ですか。

○ 教育部長

颯田の給食センター、飯塚の給食センター、給食センターは二つあるために、先行して統合ということで、既に平成20年頃の4月から颯田の給食センターにつきましては旧飯塚市の給食センターと一本になっているということですね。それで、跡地につきましては、既に普通財産ということになっておりますので、この中での給食センターの記述には馴染まないということで、外させていただいているということです。

○ 川上委員

あなた方が「売る」と言っていた土地を売らないで、ただで他人に貸したからじゃないんですか。颯田の給食センターの跡地、あなた、売るって言ってたんでしょ。それを売らないで、ただで他人に貸すことに決めたとでしょ。だからここから外したんじゃないですか。

○ 教育部長

そういうことではございません。今申しましたように、普通財産ということで、給食センターの行政財産ではないということで外しております。

○ 川上委員

それは言い逃れというものでしょう。麻生颯田病院にあなた方は、どれくらいの価値があるかわからないけど、私が試算してみたらだいたい3千万円くらいかなと思いますけどね、それをただで貸すわけでしょ。だから売れなくなったんじゃないですか。だから外したんでしょ。普通財産に、そのためにしたんでしょ。そうじゃないんですか。このところは正直に言ってくださいよ。

○ 教育部長

今、質問者が言われるようなことではございません。先ほどから私が答弁申し上げておりますように、颯田の給食センター敷地につきましては行政財産から普通財産になったということで、これについてはその中の記述から離れているということでございます。

○ 川上委員

そうでしょう。麻生颯田病院に貸すから、普通財産にしたんでしょ。そういうことでしょう、違うんですか。もう、すぱっと答弁してもらえば続けませんよ。

○ 教育部長

前の質問もありましたですね、行政財産と普通財産の件で。ですから、行政目的を外れたものについては普通財産になるということの中で普通財産になっておるので、その分については外れているということです。

○ 川上委員

だいたいわかってきましたね。いずれにしても、基本方針の時には遠い先の話を、どうしてここでわざわざ「売る」と書かないといけないのかという指摘をしたんですよ。そしたら「颯田のことです」と。「颯田のことだけですか」と言うと、「颯田と飯塚と両方です」という答弁じゃないですか。その都度適当な答弁したら駄目だと思います。以上で給食センターについての質問を終わります。

○ 委員長

関連ですか。佐藤委員。

○ 佐藤委員

先ほど出ました多機能化のことについてお伺いしたいんですが、私が考える学校給食調理場

での多機能化というのに、学童保育の給食、それと学校にお年寄りとか、そういう方が来られて催し物をするという時にも使っているだろうし、災害時の炊き出し等にも使える時があるのかな、と。学校が避難場所に指定されてる場合ですね。そういう部分の多機能化ということでも検討の視野に入ってるということで考えてよろしいでしょうか。

○ 行財政改革推進室主幹

今、委員が言われましたことにつきましては、基本方針の中である程度具体的な例を挙げた中で示させていただいております。当然、その分につきましては、学校教育に支障がないということが大前提になりますが、今後、関係各課と協議を進めていきたいというふうには考えております。

○ 佐藤委員

そういう、子ども達に問題がない、良い部分の多機能化は進めていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○ 委員長

はい、関連で、江口委員。

○ 江口委員

もう一点、見直しに当たって考慮すべき事項の中に、早急に自校方式を導入する必要があるという記述がございます。先の決算特別委員会、そして厚生文教委員会の中でもお話をさせていただきましたが、給食センターで実施をしている給食の17%から19%が残菜として捨てられているという現状があります。片一方では上穂波小学校では0.2%でしたっけ、大きく差があるわけですよ。体の発達においても大きな差が出てくると思われますし、きちんと栄養が入らなかったら午後の授業にも影響が出るでしょうから、学力についても悪影響が出ないとは限らない。この部分について、「大規模改修工事等にあわせて」という記述がございますが、この部分をできるだけ早期にやっていただきたいとお願いしたいと思っています。給食費に直して500円から700円が、3,300円のうち五百円強、3,920円のうち六百円強が捨てられているわけです。それをしっかり意識して、早期に整備をお願いしたいと思っております。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)